トピックス

指定金融機関の今後について

第二経営経済研究部主任研究官　　山本　一吉

はじめに

2003年４月に予定されていたペイオフの全面凍結解除は２年間延期されたが、ペイオフ全面解禁に関する公金預金の取扱い、みずほフィナンシャル・グループのシステム障害に関する東京都の対応等、指定金融機関が注目されている。そこで、指定金融機関制度とはどのようなものであり、今後どのような変化が予想されるのか見てみたい。

指定金融機関の現状

指定金融機関とは、地方自治法第235条の規定により、地方公共団体の公金の収納又は支払の事務を取り扱う金融機関である。具体的には、税金や各種使用料・手数料の納付を企業・住民から受けたり、地方公共団体の行政活動に伴う経費を取引企業等に支払ったりする事務を行う金融機関である。都道府県の場合は指定金融機関を必ず指定しなければならないが、市町村の場合は任意である。いずれも指定する場合は議会の議決が必要である（地方自治法施行令第168条）。

地方公共団体別の指定金融機関の業態別の指定状況を示したものが図表１である。地方銀行を指定している地方公共団体が半数以上に上っている。特に、都道府県では、87.3%の地方公共団体が指定金融機関として地方銀行を指定している。

平成13年７月末時点での市町村数は、市が671、町が1,988、村が566となっており、指定金融機関を指定している地方公共団体の比率は、市が100%、町が91.2%、村が83.7%となっている。

図表１　指定金融機関の設置状況（平成13年７月末）

地方公共団体	指定金融機関設置団体	都銀	地銀	第二地銀	信金	県信連農協	その他
都道府県	47 (100.0%)	5 (10.6)	41 (87.3)	1 (2.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
市	671 (100.0%)	131 (19.5)	449 (66.9)	28 (4.2)	41 (6.1)	22 (3.3)	0 (0.0)
町	1,814 (100.0%)	88 (4.9)	1,047 (57.8)	80 (4.4)	164 (9.0)	418 (23.0)	17 (0.9)
村	474 (100.0%)	17 (3.6)	164 (34.6)	9 (1.9)	27 (5.7)	248 (52.3)	9 (1.9)
合計	3,006 (100.0%)	241 (8.0)	1,701 (56.6)	118 (3.9)	232 (7.7)	688 (22.9)	26 (0.9)

出所：全国地方銀行協会

指定金融機関のメリット

それでは、金融機関が指定金融機関として指定されていることのメリットと考えられている点を整理してみたい。

メリットとしては、

①地域のトップ金融機関としてのステイタスの保持

②地域の個人・企業からの信頼感獲得

③長期的・安定的な預金・貸付取引の確保

④地方公共団体職員との個人取引の拡大

が挙げられる。

指定金融機関制度に対する金融機関側の考え方

指定金融機関が行う業務については、地方自治法第235条に「公金の収納又は支払の事務」と規定されているだけである。指定金融機関の事務取扱上の経費はすべて銀行側の負担とされていることが一般的であり、無料で公金の収納又は支払の事務を行っているケースが多い。また、地方公共団体の施設内に税金等の公金の出納事務を行う行員を派遣する、いわゆる「派出」に要する経費も指定金融機関が負担していることが一般的である。従来は地方公共団体の預金・貸付業務を扱うことにより収益を確保し、公金の収納又は支払の事務コストをカバーしていたとも考えられる。しかし、近年は、多くの地方公共団体で、財政状況の悪化等を背景に、預金・貸付業務に入札制が導入され、市場原理に基づく取引となっている。したがって、預金・貸付業務による収益で収納・支払の事務コストをカバーすることは難しくなってきており、上記のメリットにもかかわらず、指定金融機関は地方公共団体との関係を見直す必要に迫られている。

このような状況を受けて、指定金融機関の中心的な存在である地方銀行の団体である、全国地方銀行協会は、平成12年６月、「今後の地方公共団体との取引のあり方」（要望）をとりまとめ、地方公共団体との従来の取引条件・取引内容等の見直しの必要性を指摘した。具体的には、指定金融機関契約書の見直し、指定金融機関業務内容の明確化等が指摘されている。指定金融機関契約書の見直しとは、昭和39年の指定金融機関制度発足時に取り交わした指定金融機関契約書に、指定金融機関の事務取扱上の経費はすべて銀行側の負担とする旨明記されているため、その見直しを必要とするものである。指定金融機関業務内容の明確化も、これに関連した要望である。地方公共団体は収納・支払いに関する業務については、すべて無料で委託してくる傾向が強いと言われており、その業務内容を明確化する必要があるというものである。

各地方銀行も、上記の指定金融機関契約書及び手数料の見直しについて、地方公共団体と交渉している模様であるが、地方銀行協会が平成12年12月に取りまとめたアンケート調査結果によると、会員行64行中17行が指定金融機関契約書の見直しについて、終了又は開始したと回答している。また、手数料見直しの交渉についても34行が開始していると回答している。

このような交渉は現在も続いており、日本経済新聞社が平成14年７月に実施したアンケート調査結果によると、回答のあった地方銀行・第二地方銀行98行中約50行が手数料や派出業務を見直す予定と回答している[1)]。

地方公共団体の金融資産構成の変化

次に、指定金融機関等が公金を扱っている地方

1）日本経済新聞（平成14年８月18日）

公共団体の金融資産構成について見てみたい。平成14年４月の定期性預金に対するペイオフ凍結解除に伴い、地方公共団体の金融資産構成は、定期性預金から流動性預金へ大きくシフトした。図表２は、日本銀行の資金循環勘定から作成した地方公共団体の金融資産構成の変化を示したものである。それまで30%台～40%台の比率を占めていた定期性預金の比率が、平成13年度末には16.1%へと低下し、それまで20%～30%台の比率であった流動性預金の比率が、64.0%へと大きく上昇した。

図表３は、日本銀行の平成14年３月末の「預金者別預金」の預金分類を1,000万円未満と1,000万円以上に集計し直したものである。かっこ内は前年同月末と比較した増減率である。1,000万円以上の定期性預金が減少し、かわって、1,000万円以上の要求払預金が増加している。特に公金は、1,000万円以上の定期性預金が前年度に比べ３割以上も減少し、要求払預金が２倍以上に増加している。これは、定期性預金に対するペイオフ凍結解除へ対応したものと考えられる。

いずれのデータからも公金について、定期性預金が減少し、流動性預金が増加していることが分かる。定期性預金が減少することは、銀行が長期の融資をする際の制約要因となると考えられ、また、流動性預金が増加することは、預金の引出が容易なため、急激な資金流出の可能性が高まると考えられる。このように指定金融機関であることのメリットはますます小さくなっていると考えられる。

図表２　地方公共団体の金融資産構成の変化

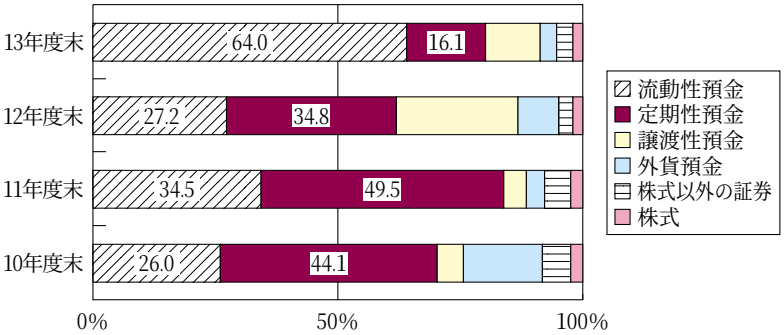

出所：日本銀行「資金循環勘定」から作成

図表３　預金者別・金額階層別預金の動向（平成14年３月末）

（単位　億円、%）

	1,000万円未満		1,000万円以上	
	要求払預金	定期性預金	要求払預金	定期性預金
一般法人	99,805(△1.6)	67,166(△12.6)	910,494(37.1)	400,612(△28.2)
個人	850,587(16.5)	1,371,194(1.2)	370,457(87.0)	504,319(△23.7)
公金等	1,301(△0.3)	628(△22.2)	140,693(120.9)	55,593(△37.3)
金融機関	946(△4.3)	170(△33.1)	82,783(48.3)	13,756(△51.5)
合計	952,642(14.2)	1,439,161(0.4)	1,504,432(53.2)	974,287(△27.1)

出所：日本銀行「預金者別預金」より作成

図表４　資金運用収支増減率

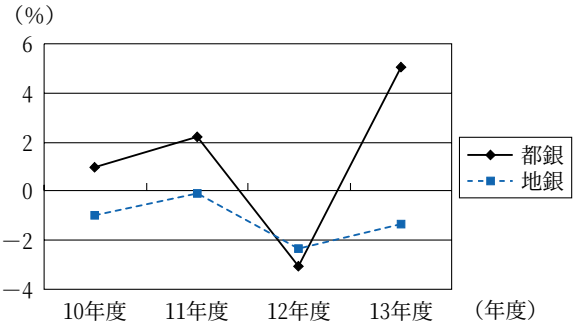

図表５　都銀の資金運用収益・資金調達費用

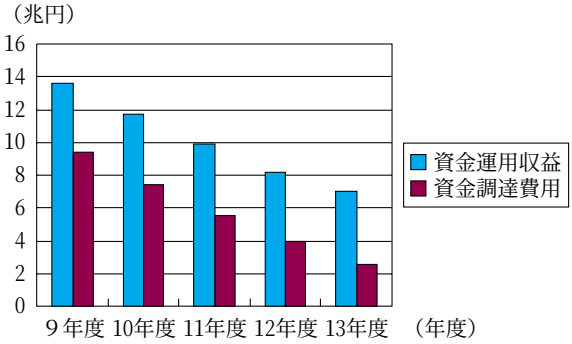

図表６　地銀の資金運用収益・資金調達費用

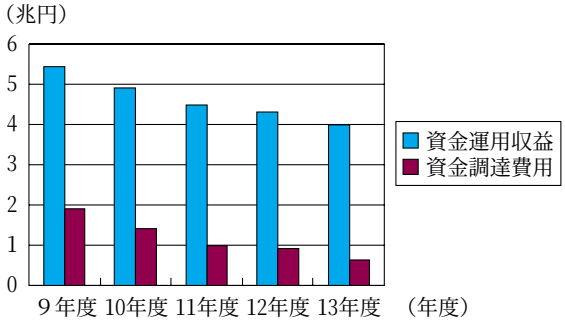

出所：全国銀行協会「全国銀行総合財務諸表」より作成

図表７　役務取引等収支と業務粗利益に占める比率

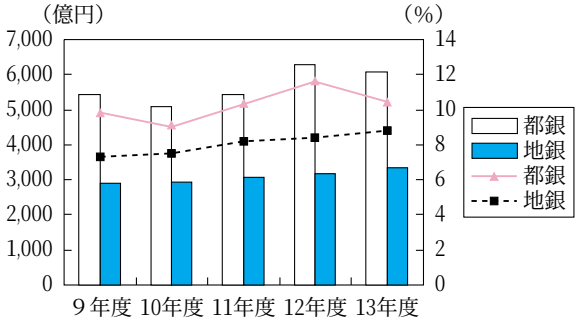

出所：全国銀行協会「全国銀行総合財務諸表」より作成

今後の動向

銀行経営にとって手数料収入の増加は、大きな課題の一つである。バブル崩壊以降の景気低迷による資金需要の減少、優良企業の銀行離れ等により、融資業務は伸び悩んでいる。図表４は、業務粗利益[2)]の太宗を占める資金運用収支の都市銀行及び地方銀行の前年度増減率を示している。超低金利政策により、資金調達費用が毎年減少しているにもかかわらず、資金運用収益も減少している（図表５、図表６）ため、資金運用収益と資金調達費用の差である資金運用収支も伸び悩んでいる。

このような状況の下、融資業務以外の収益源の一つとして、手数料収入の増加が収益力向上のために求められている。

手数料関係の収支である役務取引等収支は、都市銀行及び地方銀行ともに、その額及び業務粗利益に占める比率が増加・上昇傾向にある。特に指定金融機関の中心的存在である地方銀行は、着実にその額を増加させ、業務粗利益に占める比率も上昇させているが、都市銀行と比べると低い水準にとどまっている（図表７）。

地方公共団体の財政状況を勘案すれば、指定金融機関との関係もより市場原理に基づくものとなっていくものと考えられる。指定金融機関としても、収納・振替等の事務コストの引下げに努力するとともに、そのコスト構造を開示し、受益者負担原則の下、コストに見合った手数料の負担を

２）銀行本来の業務による収支を示すものが業務粗利益であり、貸出等により受け取る利息から預金者等に支払う利息を差し引いた「資金運用収支」、サービス提供により受け取る手数料からサービス提供にかかる費用を差し引いた「役務取引等収支」、トレーディング勘定でのデリバティブ取引等による売買損益等の「特定取引収支」、外国為替や債券等の売買・売却損益等の「その他業務収支」という４つの収支からなる。

求める方向に動かざるを得ないと考えられる。

参考文献

市川拓也［2002］「地公体取引の変化と新たな関係」『金融ジャーナル』2002年６月号
清水葉子［2002］「ペイオフと地方公共団体の公金管理」『証券レポート』№1608
鈴木博［2001］「変革期を迎える地方公共団体の金融活動」『農林金融』2001年２月号
全国地方銀行協会［2000］「今後の地方公共団体との取引のあり方」
全国地方銀行協会［2000］「地方公共団体との取引改善等に関する実態アンケート」
山岡洋志［2002］「指定金と地公体はともに苦境にあるいまこそ、新しい信頼関係を築け」『金融財政事情』2002年12月２日号